

西原村地域防災計画

資料編



令和4年度修正

西原村防災会議

西原村地域防災計画

----- 資料編 -----



制 定 昭和 38 年 1 月 8 日

修 正 令和 4 年 6 月 30 日

----- 目 次 -----

第 1 災害危険区域	1
資料 1-1. 重要水防区間（県知事管理区間）	1
資料 1-2. 地すべり危険箇所	1
資料 1-3. 急傾斜地崩壊危険箇所	2
資料 1-4. 山腹崩壊危険箇所	3
資料 1-5. 土石流危険箇所	4
資料 1-6. 道路危険箇所	5
資料 1-7. 崩壊土砂流出危険箇所	6
資料 1-8. 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	7
資料 1-9. 危険区域における要配慮者等が利用する施設一覧	11
第 2 危険物等	11
資料 2-1. 危険物製造所等の現況	11
第 3 気象観測施設	12
資料 3-1. 気象観測施設	12
第 4 西原村防災組織	13
資料 4-1 災害対策本部の組織編成	13
第 5 職員配置	14
資料 5-1. 災害対策本部の事務分掌	14
資料 5-2. 職員の動員配備体制	17

第 6 気象関係資料-----19

- 資料 6-1. 熊本地方気象台から発表される気象警報、注意報の種類及び発表基準 --- 19
資料 6-2. 警報・注意報の地域細分-----22

第 7 避難場所等-----23

- 資料 7-1. 指定避難所・指定緊急避難場所一覧-----23
資料 7-2. 一時集合場所及び誘導員-----24
資料 7-3. 避難指示等の発令基準-----25
資料 7-4. ヘリコプター発着予定場所-----27

第 8 水防倉庫及び備蓄資機材-----27

- 資料 8-1. 水防倉庫及び備蓄資機材一覧-----27

第 9 消防施設等-----28

- 資料 9-1. 消防団組織-----28
資料 9-2. 消防機械器具一覧-----28

第 10 村内医療機関等-----29

- 資料 10-1. 村内医療機関等-----29

第 11 災害時応援協定等一覧-----30

- 資料 11-1. 災害時応援協定等一覧-----30

第 12 災害救助法等-----31

- 資料 12-1. 被害報告取扱要領-----31
資料 12-2. 救助の種類及び実施方法一覧-----50

第 13 輸送関係-----56

- 資料 13-1. 道路通行規制要領等-----56

第 14 様式等-----66

- 資料 14-1. 公用令書等-----66

第 1 災害危険区域

資料 1 - 1. 重要水防区間（県知事管理区間）

（ 1 ） 河川の部

ランク	水系名	河川名	地先名	延長（m）	予想状況	水防工法
B	白川	鳥子川	西原村馬場～	右岸 左岸	堤防高不足	積み土のう工
B	白川	鳥子川	西原村鳥子～	右岸 左岸	堤防高不足	積み土のう工
B	緑川	布田川	西原村布田～	右岸 820 左岸 820	堤防高不足	積み土のう工
C	緑川	布田川	西原村布田～	右岸 315 左岸 315	堤防高不足	積み土のう工
C	緑川	木山川	西原村河原～	右岸 1,600 左岸 1,600	堤防高不足	積み土のう工
C	緑川	滝川	西原村河原～	右岸 690 左岸 690	堤防高不足	積み土のう工

出典：平成 30 年度 水防計画書（熊本県）

資料 1 - 2. 地すべり危険箇所

（農林水産省構造改善局所

管）

区域名	所在地	面積（ha）	指定
河原谷（新田）	西原村大字河原新田	30.5	
日向多々良	西原村大字宮山日向多々良	50	

（砂防地すべり：国土交通省所管）

区域名	所在地	面積（ha）	指定	指定区域面積（ha）
灰床	西原村大字灰床	91.8	○	15.7

資料 1 - 3. 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		がけ高と同距離以内のがけ下の家戸数	危険度点数	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施行箇所	施工状況	環境対策
		傾斜度	長さ	高さ		種類	表土の厚さ					種類	数	種類	数							
1	小園	30	450	30	無	④	1.5	有	有	広葉樹	8			県道 150, 村道 300	2	8	A		有	単	未	
2	馬場	30	250	30	無	④	0.7	有	有	竹林	6			村道 250	1	6	A		有	単	未	
3	上鳥子	45	550	30	有	③	0.7	無	有	針広混交	21			村道 550	1	21	A	6, 3, 11	有	国	中	
4	葛目	30	550	20	無	③	1.0	無	有	針広混交	12			村道 550	1	12	A	7, 3, 22	有	単	中	
5	古閑	35	600	30	有	③	2.0	有	有	竹林	39			村道 450	1	39	A	2, 3, 28	有	単	概	
6	大切畑	40	500	30	無	③	1.5	有	有	竹林	26			村道 500	1	26	A	61, 1, 27	有	単	概	
7	出の口	30	200	30	無	③	1.5	無	有	針葉樹	8			村道 200	1	8	A		有	単	未	
8	布田	30	300	20	無	④	1.0	無	有	針広混交	8			県道 200, 村道 100	2	8	A		有	単	未	
9	多々良	45	500	20	有	③	1.5	無	有	竹林	20			村道 500	1	20	A	4, 1, 17	有	単	中	
10	日向	40	350	20	有	②	1.5	有	有	針広混交	28			村道 200	1	28	A	62, 9, 17	有	単	概	
11	堀切	70	110	7	無	⑤	1.5	無	有	針広混交	7			県道 110	1	7	B	3, 3, 26	無	単	未	
12	星田	35	450	30	有	②	1.5	無	有	針広混交	27			県道 450	1	27	A	62, 1, 27	有	国	概	
13	田中	40	700	30	有	③	2.0	無	有	針広混交	47	郵便局	1	村道 700	1	47	A	3, 3, 26	有	国	概	
14	秋田	40	400	30	有	③	1.5	無	有	針広混交	66			県道 600	1	66	A	2, 3, 28	有	国	概	
15	士林	45	180	12	無	③	1.5	無	有	竹林	12			県道 100	1	12	A	2, 3, 28	無	国	概	
16	門出	40	300	30	無	③	1.5	無	有	竹林	6	保育園	1	村道 200	1	6	A		有	単	未	
17	滝	45	700	30	無	③	1.5	有	有	広葉樹	31			村道 300	1	31	A		有	単	未	
18	瓜生迫	30	300	20	無	④	1.5	無	有	針広混交	28			村道 300	1	28	A		有	単	未	
19	小野	30	400	20	無	③	1.5	無	有	竹林	35			村道 250	1	35	A		有	単	未	
20	猿埴	35	300	20	無	③	1.0	無	有	針広混交	7			村道 250	1	7	A		有	単	未	
21	南原	45	350	20	無	③	1.0	有	有	針広混交	5			村道 350	1	5	A		有	単	未	
22	灰床	45	350	30	有	④	1.0	有	有	針広混交	21			村道 350	1	21	A		有	他	未	

資料 1 - 4 . 山腹崩壊危険箇所

番号	位置		直接保安対象施設			治山事業 進捗 状況	地すべり 防止区域 指定	保安林 の指定
			人家	公共	道路			
	大字	字	戸数	施設				
1	鳥子	古閑	26	1	村道	無	無	無
2	宮山	日向・多々良	10		〃	一部	〃	有
3	河原	瓜生迫	25		村農	既成	〃	〃
4	〃	田中	45	1	県村	無	〃	無
5	〃	滝	30		村道	〃	〃	〃
6	鳥子	桃木原	2			〃	〃	〃

資料 1 - 5 . 土石流危険箇所

番号	河川名		溪流所在地	溪流概況			保全対策				砂防指定 有無	砂防設備 有無	備考
	河川名	溪流名		溪流長 (km)	溪流面積 (㎡)	河幅 (m)	人口 (人)	人家 戸数	公共施設等	耕地面積 (ha)			
1	鳥子川	上鳥子谷	上鳥子	1.30	0.47	1.5	26	7	他80m	0.56	無	無	
2	葛目川	馬頭川	桑鶴	1.00	0.43	2.5	22	6	県30m 他150m	0.00	有	無	
3	鳥子川	塩井社川	袴野	0.95	0.32	2.5	30	8	他100m	2.39	有	有1	ダム1
4	鳥子川	妙見川	袴野	0.80	0.54	2.0	18	5	他120m	3.64	有	無	
5	鳥子川	袴野川	袴野	2.46	0.93	5.5	18	5	他100m	3.09	有	有5	ダム4
6	鳥子川	長迫川	古閑	0.94	0.64	2.5	51	17	0	15.00	有	有	
7	布田川	布田川	小牧	4.00	4.84	10.0	41	11	他80m	1.65	有	有2	ダム1
8	布田川	瀬戸川	小牧	0.87	0.49	4.0	18	5	他600m	1.94	有	有1	ダム1
9	布田川	桶井川	宮山	1.50	0.82	3.5	82	22	公1	2.22	有	有2	ダム2
10	木山川	木山川	門出	4.72	13.21	2.5	18	5	他120m	0.32	有	有1	ダム12
11	木山川	滝川	門出	6.09	4.93	5.5	33	9	他20m	0.77	有	無	
12	木山川	黒岩川	士林	2.59	1.73	3.5	18	5	他360m	1.43	有	無	
13	黒岩川	士林谷	士林	0.31	0.04	1.5	18	5	他180m	1.11	無	無	
14	金山川	南原谷	南原	0.41	0.18	2.0	18	5	他150m	0.00	無	無	
15	木山川	谷後川	士林	2.00	0.43	3.0	7	2	公1	0.60	有	有	ダム1

資料 1 - 6 . 道路危険箇所

(1) 主要地方道

路線名	危険箇所数			危険内容
	要対策	防災カルテ	計	
熊本高森線	3	2	5	落石・崩壊
熊本高森線	1		1	岩石崩壊
熊本高森線	1	1	2	盛土
熊本高森線	3		3	土石流

(2) 一般県道

路線名	危険箇所数			危険内容
	要対策	防災カルテ	計	
山西大津線	3		3	落石・崩壊

(3) 村道

路線名	区間名	危険箇所数				危険内容
		I ランク	II ランク	III ランク	計	
秋田灰床	小野～ゴルフ場			1	1	落石・崩壊
猿帰南原	猿帰～南原			5	5	〃
宮山医王寺向	医王寺向原野地内			3	3	〃
医王寺大野	小川原			5	5	〃

資料 1 - 7 . 崩壊土砂流出危険箇所

番号	位置		人家 戸数	公共 施設	道路	治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指定	保安林の 指定
	大字	字						
1	小森	土橋桑鶴	29		村道	無	無	無
2	小森	土橋桑鶴	11		村道	無	無	無
3	小森	俵山	0		県道	無	無	無
4	小森	俵山	0		県道	無	無	有
5	小森	袴野	10		県村	無	無	有
6	小森	袴野	14		村道	無	無	有
7	宮山	小牧山下	17		村道	一部	無	有
8	宮山	小牧山下	0		村道	一部	無	有
9	宮山	出の口	17			無	無	有
10	宮山	出の口	11		村道	無	無	有
11	河原	滝	15		村道	未成	無	無
12	河原	灰床	4		村林	概成	無	無
13	河原	灰床	31		村林	概成	無	無
14	河原	灰床	2		村道	無	無	無
15	河原	大野	37	1	県村林	一部	無	有
16	宮山	医王寺向	15		村道	一部	無	有
17	宮山	中野尾	18	1	村道	一部	無	有
18	宮山	医王寺向			村道	一部	無	有
19	宮山	出の口鶴	18		林道	無	無	有

資料 1 - 8 . 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

区域番号	区域名	大字名	現象の 種類	土砂災害 警戒区域等		告示番号	告示年月日
				警戒	特別		
432-1-001(人)	秋田	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-001-1	上鳥子-1	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-001-2	上鳥子-2	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-001-3	上鳥子-3	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-002-1	馬場-1	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-002-2	馬場-2	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-002-3	馬場-3	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-003-1	小園 1-1	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-003-2	小園 1-2	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-003-3	小園 1-3	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-004	葛目	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-005	古閑	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-006	大切畑	小森	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-007	布田	布田	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-008-1	田中-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-008-2	田中-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-008-3	田中-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-008-4	田中-4	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-008-5	田中-5	河原	急傾斜地 の崩壊	○		熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-009	秋田	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-010-1	日向-1	宮山	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-010-2	日向-2	宮山	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-010-3	日向-3	宮山	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日

区域番号	区域名	大字名	現象の 種類	土砂災害 警戒区域等		告示番号	告示年月日
				警戒	特別		
432-1-010-4	日向-4	宮山	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-011	多々良	宮山	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-012	堀切	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-013-1	星田-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○		熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-013-2	星田-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○		熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-013-3	星田-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-014-1	士林-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-014-2	士林-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-014-3	士林-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-014-4	士林-4	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-015-1	瓜生迫-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-015-2	瓜生迫-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-015-3	瓜生迫-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-015-4	瓜生迫-4	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-015-5	瓜生迫-5	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-015-6	瓜生迫-6	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-016-1	小野-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-016-2	小野-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-016-3	小野-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-017-1	門出-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-017-2	門出-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-017-3	門出-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-018-1	滝-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-018-2	滝-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日

区域番号	区域名	大字名	現象の 種類	土砂災害 警戒区域等		告示番号	告示年月日
				警戒	特別		
432-1-018-3	滝-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-018-4	滝-4	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-018-5	滝-5	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-019-1	猿帰-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-019-2	猿帰-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-019-3	猿帰-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-021-1	灰床-1	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-021-2	灰床-2	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-021-3	灰床-3	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-021-4	灰床-4	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-001	畑	小森	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-002	小牧	宮山	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-003	袴野	小森	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-004-1	小園 2-1	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-004-2	小園 2-2	鳥子	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-005	南原	河原	急傾斜地 の崩壊	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-001	小園川	鳥子	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-002	馬頭川	小森	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-003	塩井社川	小森・ 宮山	土石流	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-004	妙見川	小森・ 宮山	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-005	布田川	宮山	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-006	瀬戸川	宮山	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-007-1	桶井川-1	宮山	土石流	○		熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-007-2	桶井川-2	宮山	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日

区域番号	区域名	大字名	現象の 種類	土砂災害 警戒区域等		告示番号	告示年月日
				警戒	特別		
432-1-007-3	桶井川-3	宮山	土石流	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-008	木山川	宮山・ 河原	土石流	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-1-009	滝川	河原	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-001	上鳥子谷	鳥子	土石流	○		熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-002	葛目川	鳥子	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-003	桑鶴第 1 谷	小森・ 鳥子	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-004	桑鶴第 2 谷	小森・ 鳥子	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-005	袴野川	小森・ 宮山	土石流	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-006-1	黒岩川-1	河原	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-006-2	黒岩川-2	河原	土石流	○		熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-007	士林谷	河原	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-008	金山谷	河原	土石流	○	○	熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-009	灰床川	河原	土石流	○	○	熊本県告示 第 232 号	平成 28 年 3 月 8 日
432-2-010	南原谷	河原	土石流	○		熊本県告示 第 233 号	平成 28 年 3 月 8 日
54	灰床	河原	地滑り	○		熊本県告示 第 983 号	平成 28 年 11 月 18 日
128	大切畑	小森	地滑り	○		熊本県告示 第 149 号	平成 30 年 2 月 27 日

資料 1 - 9 . 危険区域における要配慮者等が利用する施設一覧

No	名称	区分	住所	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想 定区域 (木山川)	ため池浸水想定 区域 ※1
				土砂災害 防止法	水防法	
1	河原小学校	学校	西原村大字 河原 976	警戒区域内	—	—
2	西原中学校	中学校	西原村大字 小森 3251	—	—	0.5m 未満の浸水 (下小森ため池)
3	西原村社会福祉 協議会	社協	西原村大字 小森 572	—	—	0.5m 未満の浸水 (下小森ため池)
4	にしはら保育園	保育園	西原村大字 小森 575-1	—	—	0.5m 未満の浸水 (下小森ため池)

※1：ため池浸水想定区域内の要配慮者施設の管理者等には、水防法又は土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等の義務付けはないが、危険区域内に立地していることを周知するために掲載するものである。

第 2 危険物等

資料 2 - 1 . 危険物製造所等の現況

本村における消防法の規制対象となる危険物製造所等の現況は次のとおりである。

平成 29 年 3 月 31 日現在

種別	製造所	貯蔵所						取扱所		計	
		屋内 貯蔵所	屋外 貯蔵所	屋外 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋外 緒量所	給油 取扱所		一般 取扱所
数	1	9	1	0	10	0	1	1	9	7	39

出典：平成 29 年版 消防年報くまもと（熊本市消防局）

第3 気象観測施設

資料3-1. 気象観測施設

本村における気象観測施設の概要は次のとおりである。

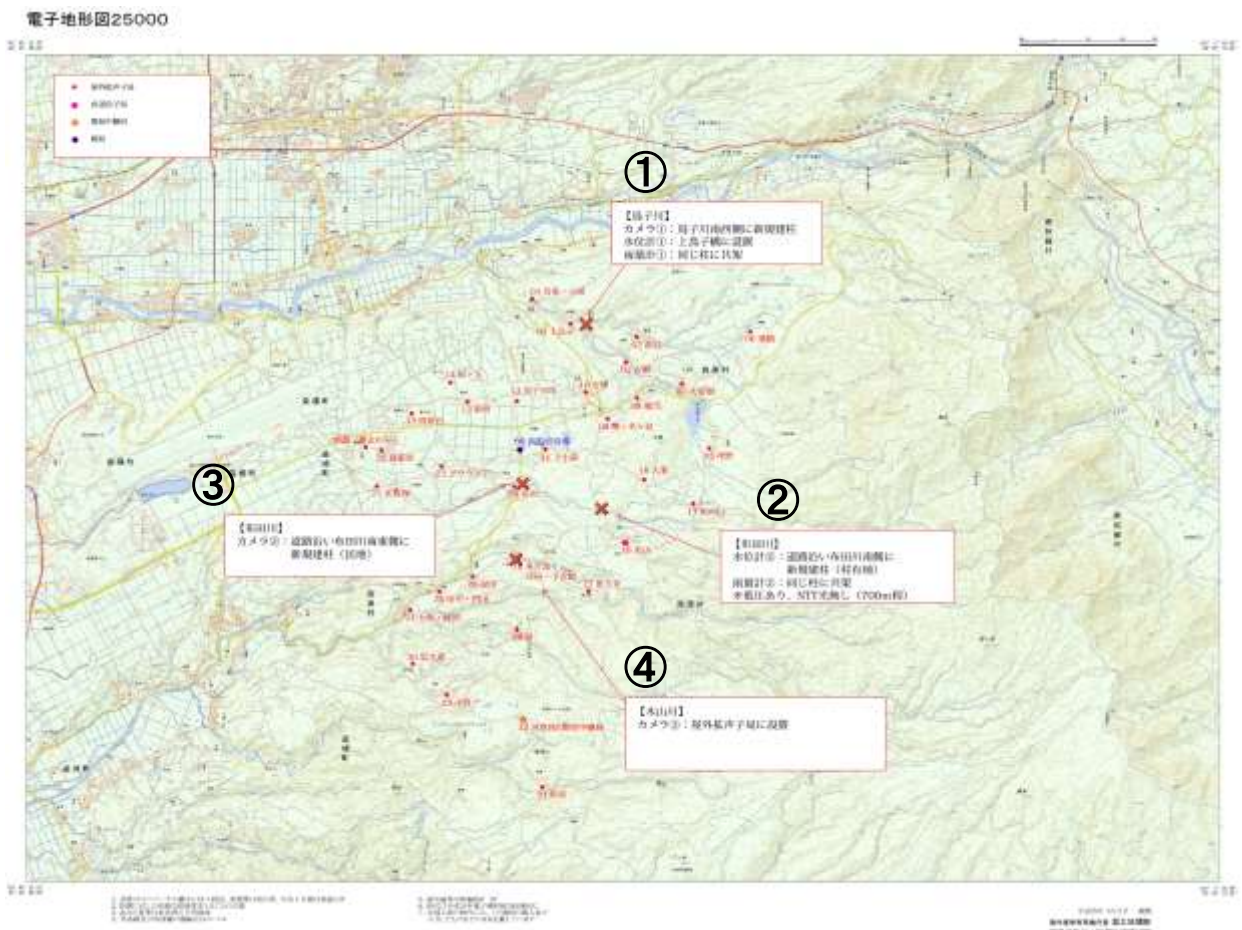
平成22年4月1日現在

所属	所在地	緯度	経度	観測器	観測種目	備考
西原村	小森3259	32° 49' 55"	130° 54' 18"	雨量計	雨量	
西原村	大野			雨量計	雨量	育成牧場

西原村避難勧告等発令システム

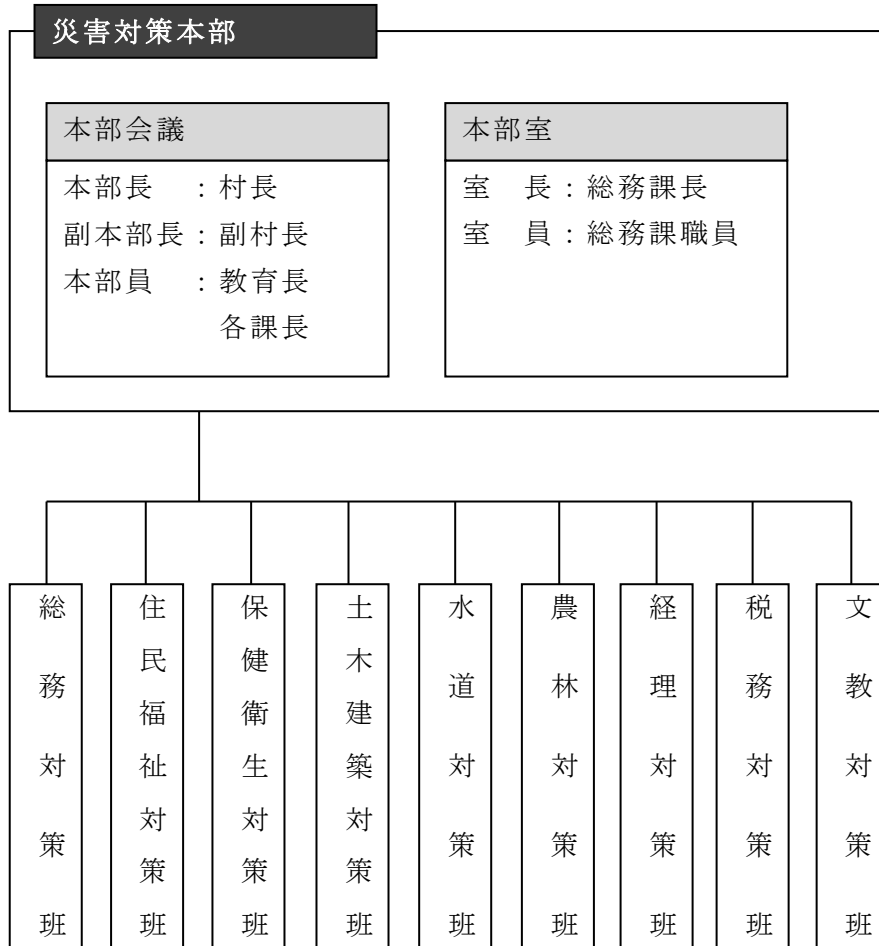
No.	河川	観測器	備考
①	鳥子川	カメラ、水位計、雨量計	
②	布田川	水位計、雨量計	
③	布田川	カメラ	
④	木山川	カメラ	

※設置場所は次の図面のとおり。



第 4 西原村防災組織

資料 4 - 1 災害対策本部の組織編成



第5 職員配置

資料5-1. 災害対策本部の事務分掌

対策班名 (班長)	班員	分掌事務
総務対策班長 (総務課長)	総務課 企画商工課 建設課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部室の事務に関する事項 2 災害経費の予算措置に関する事項 3 応援・受援の総合調整に関する事項 4 職員の動員派遣に関する事項 5 情報収集被害報告の取りまとめ事項 6 災害応急措置、他の部との連絡調整に関する事項 7 広報活動に関する事項 8 消防団の活動に関する事項 9 車両の配置、編成等に関する事項 10 避難指示等の発令に関する事項 11 職員の健康管理及び食料確保に関する事項 12 住民からの問い合わせ対応に関する事項 13 その他の班に属しない事項
住民福祉対策班 (住民福祉課長)	住民福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に関する事項 2 物資の確保及び調達に関する事項 3 義援金及び見舞金等の処理に関する事項 4 罹災者の保護収容に関する事項 5 被害の取りまとめ、本部室との連絡に関する事項 6 避難所の開設・運営に関する事項 7 要配慮者への支援に関する事項 8 応急修理に関する事項 9 他班の応援に関する事項

対策班名 (班長)	班員	分掌事務
保健衛生対策班 (保健衛生課 長)	保健衛生課	1 食品衛生に関する事項 2 清掃に関する事項 3 医薬品、衛生材料の供給に関する事項 4 防疫救護に関する事項 5 医療関係者の動員配置者輸送に関する事項 6 日赤との連絡に関する事項 7 災害廃棄物の処理その他環境衛生に関する事項 8 仮設トイレの設置及びし尿処理に関する事項 9 他班の応援に関する事項
土木建築対策班 (建設課長)	建設課	1 災害に関する事項 2 土木施設の応急対策、資材の確保に関する事項 3 交通途絶時の対策施設に関する事項 4 土木に関する被害の取りまとめ、本部室との連絡に関する事項 5 物資輸送及び輸送拠点の管理・運営支援に関する事項 6 他班の応援に関する事項
水道対策班 (建設課長)	建設課 (水道係)	1 災害に関する事項 2 飲料水施設に関する事項 3 給水に関する事項 4 簡易水道等の被害の取りまとめ、本部室との連絡に関する事項 5 他班の応援に関する事項
農林対策班 (産業課長)	産業課 農業委員会	1 物資の確保及び調達の協力に関する事項 2 農地、林野、治山、林道、牧野、牧草に関する事項 3 被害の取りまとめ、本部室との連絡に関する事項 4 被害農家、林業者等に対する融資の斡旋に関する事項 5 他班の応援に関する事項
経理対策班 (会計管理者)	会計課	1 災害救助基金の出納に関する事項 2 義援金等、現金の保管に関する事項 3 他班の応援に関する事項

対策班名 (班長)	班員	分掌事務
税務対策班 (税務課長)	税務課	1 住宅の被害認定調査及び罹災証明書の交付に関する事項 2 他班の応援に関する事項
文教対策班 (教育長)	教育委員会	1 応急教育対策に関する事項 2 避難所の開設・運営協力に関する事項 3 民間団体の活用に関する事項 4 文教施設の災害情報収集、被害報告、本部室との連絡に関する事項 5 その他教育委員会の所掌事務に係る災害予防、災害応急対策に関する事項 6 他班の応援に関する事項

資料 5 - 2. 職員の動員配備体制

(1) 一般災害

配備基準

体制区分	基準	内容
注意体制	ア 大雨注意報、洪水注意報が発表された場合	予警報の伝達、災害情報ならびに被害報告の収集にあたることのできる体制とする。
警戒体制	ア 気象警報、土砂災害警戒情報 イ 災害発生のおそれがある場合、もしくは、災害が発生した場合	警報の伝達、災害の情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施を行える体制とする。 【村長が必要と認めたとき災害警戒本部を設置】
非常体制	第1配備 ア 局地的な災害が発生した場合 イ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達災害情報及び被害報告の収集、水防救助活動が円滑に行い得る体制とする。 【村長が必要と認めたとき災害対策本部を設置】
	第2配備 ア 特別警報が発表された場合 イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ウ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 【村長が必要と認めたとき災害対策本部を設置】
	第3配備 ア 村内全域にわたる災害が発生し、被害の甚大な場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。配置時期のアの事項をテレビ・ラジオ等で確認した場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め自主的に登庁するものとする。 【村長が必要と認めたとき災害対策本部を設置】

配備体制

対策班	配置要員の数				
	注意体制	警戒体制	災害対策本部体制		
			第1配置	第2配置	第3配置
総務対策班	2名	3名	全職員	全職員	全職員
住民福祉対策班		2名	2名	4名	全職員
保健衛生対策班		2名	2名	4名	全職員
土木建築対策班	2名	3名	全職員	全職員	全職員
水道対策班		2名	全職員	全職員	全職員
農林対策班		2名	2名	4名	全職員
経理対策班		1名	2名	2名	全職員
税務対策班		1名	2名	2名	全職員
文教対策班		2名	2名	4名	全職員

(2) 地震災害

配備基準

体制区分	基準	内容
第1 警戒体制	ア 震度4の地震が発生した場合 イ その他状況により村長が必要と判断した時	地震情報の伝達及び被害情報の収集、必要に応じて被害情報等を関係各課に連絡できる体制とする。
第2 警戒体制	ア 震度5弱又は5強の地震が発生した場合 イ その他状況により村長が必要と判断した時	地震情報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施を行える体制とする。関係課職員は直ちに自主登庁するものとする。 【村長が必要と認めたとき災害警戒本部を設置】
非常体制	ア 震度6弱以上の地震が発生 イ その他状況により村長が必要と判断した時	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。配置時期のアの事項をテレビ・ラジオ等で確認した場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め自主的に登庁するものとする。 【災害対策本部の自動設置】

配備体制

対策班	配置要員の数		
	第1 警戒体制	第2 警戒体制	非常体制 (災害対策本部体制)
総務対策班	2名	3名	全職員
住民福祉対策班		2名	全職員
保健衛生対策班		2名	全職員
土木建築対策班	2名	3名	全職員
水道対策班		2名	全職員
農林対策班		2名	全職員
経理対策班		1名	全職員
税務対策班		1名	全職員
文教対策班		2名	全職員

第 6 気象関係資料

資料 6 - 1. 熊本地方気象台から発表される気象警報、注意報の種類及び発表基準

平成 29 年 12 月 20 日現在

種 類		発表基準
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には平均風速が 20 m/s 以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には雪を伴い、平均風速が 20 m/s 以上になると予想される場合。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」または「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。具体的には、浸水害は表面雨量指数基準が 21、土砂災害は土壌雨量指数基準が 181 に到達することが予想される場合。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、次の主な河川の流域雨量指数について、木山川流域が 10.8、滝川流域が 7.6 に到達することが予想される場合。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
	注意報	強風注意報
風雪注意報		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には雪を伴い、平均風速が 10 m/s 以上になると予想される場合。
大雨注意報		大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には表面雨量指数が 16、または土壌雨量指数が 128 に到達することが予想される場合。
洪水注意報		洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、次の主な河川の流域雨量指数について、木山川流域が 8.6、滝川流域が 6 に到達することが予想される場合。
大雪注意報		降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。

種 類	発表基準
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には1時間雨量が40mm以上、土壌雨量指数が134に到達することが予想される場合。
濃 霧 注 意 報	濃霧により交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合。
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるときに発表される。具体的には実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
霜 注 意 報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想されるときに発表される。具体的には11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。
低 温 注 意 報	低温によって農作物、水道管（破裂）、道路（凍結）等に著しい被害が起こるおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、 冬期：平地での最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合。
融 雪 注 意 報	（融雪注意報は、減少による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を設けない。）
な だ れ 注 意 報	山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、積雪の深さが100cm以上で、次のいずれかの場合。 ①気温3℃以上の好天、②低気圧等による降雨、③降雪の深さ30cm以上
着 氷 注 意 報・着 雪 注 意 報	着氷注意報・着雪注意報は、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪警報・注意報の条件下で気温-2℃～2℃になると予想される場合。

※その他

種 類	発表基準
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	熊本県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

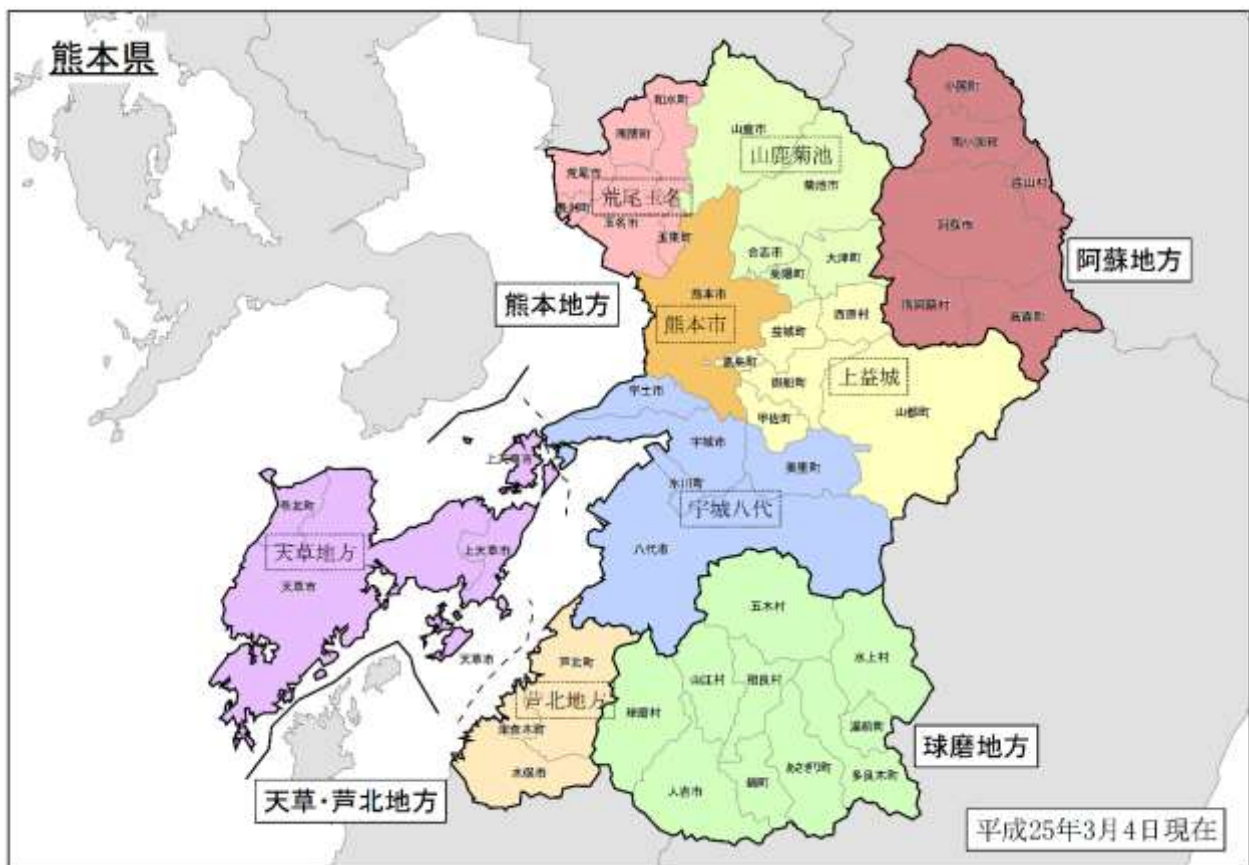
※特別警報の目安

種 類	発表基準
雨を要因とするとき	<p>次の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現</p> <p>※50年に一度の値 48時間雨量：736mm、3時間雨量：210mm、 土壌雨量指数：356 (平成30年10月1日現在)</p>
台風等を要因とする	<p>「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</p>
雪を要因とするとき	<p>県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観測地点(熊本) 50年に一度の積雪深：7cm(※1)、既往最深積雪深：13cm ・観測地点(南阿蘇) 50年に一度の積雪深：※2、既往最深積雪深：9cm <p>※1：参考値、※2：算出不可(データ不足)</p> <p>(平成30年10月18日現在)</p>

資料 6 - 2 . 警報・注意報の地域細分

平成 25 年 3 月 4 日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村



気象警報・注意報等の発表区域の図

(出典：気象庁ホームページ)

第 7 避難場所等

資料 7 - 1 . 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

令和 4 年 6 月末現在

No	名称	区分	種別	住所	地震時	洪水時		土砂災害時		
						木山川	ため池	急傾斜地	土石流	地すべり
1	山西小学校	指定避難所	第 1 避難場所	西原村小森 2767	○	○	○	○	○	○
2	西原中学校	指定避難所	第 2 避難場所	西原村小森 3251	○	○	※ 1	○	○	○
3	河原小学校	指定避難所	第 1 避難場所	西原村河原 976	○	○	○	○	○	○
4	構造改善センター	指定避難所 兼指定緊急 避難場所	第 3 避難場所	西原村小森 3204 - 1	○	○	※ 1	○	○	○
5	西原村総合体育館	指定避難所	第 1 避難場所	西原村小森 3161	○	○	○	○	○	○
6	社会福祉法人成仁会 特別養護老人ホーム みどりの館	福祉避難所	特別養護老人ホーム	西原村大字 布田 897-1	○	○	○	○	○	○

○ : 利用可能な避難所等

※ 1 : 0.5 未満の浸水（下小森ため池）のため、2 階以上に避難する。

資料 7 - 2 . 一時集合場所及び誘導員

危険区域名	危険戸数	予想される災害	誘導員	避難場所	伝達方法	備考
小園	17	山崩れ	区長及び消防団員	小園公民館	戸別伝達 防災無線	
馬場	6	山崩れ	区長及び消防団員	馬場公民館	戸別伝達 防災無線	
上鳥子	21	山崩れ	区長及び消防団員	区長及び消防団員指定民家	戸別伝達 防災無線	
葛目	12	山崩れ	区長及び消防団員	葛目公民館	戸別伝達 防災無線	
古閑	39	山崩れ	区長及び消防団員	古閑公民館	戸別伝達 防災無線	
大切畑	26	山崩れ	区長及び消防団員	大切畑公民館	戸別伝達 防災無線	
布田	8	山崩れ	区長及び消防団員	区長及び消防団員指定民家	戸別伝達 防災無線	
出の口	8	山崩れ	区長及び消防団員	出の口公民館	戸別伝達 防災無線	
多々良	20	山崩れ、溢水 地すべり	区長及び消防団員	多々良公民館	戸別伝達 防災無線	
日向	28	山崩れ、溢水 地すべり	区長及び消防団員	日向公民館	戸別伝達 防災無線	
星田	34	山崩れ	区長及び消防団員	星田公民館	戸別伝達 防災無線	
田中	47	山崩れ、溢水	区長及び消防団員	門出、田中 公民館	戸別伝達 防災無線	
門出	6	山崩れ、溢水	区長及び消防団員	門出、田中 公民館	戸別伝達 防災無線	
秋田 土林	78	山崩れ、溢水	区長及び消防団員	秋田公民館	戸別伝達 防災無線	
滝	31	山崩れ	区長及び消防団員	滝公民館	戸別伝達 防災無線	
瓜生迫	28	山崩れ	区長及び消防団員	瓜生迫公民館	戸別伝達 防災無線	
小野	35	山崩れ	区長及び消防団員	小野公民館	戸別伝達 防災無線	
猿帰	7	山崩れ	区 長	猿帰公民館	戸別伝達 防災無線	
南原	5	山崩れ	区 長	区 長 指定民家	戸別伝達 防災無線	
灰床	21	山崩れ、 地すべり	区長及び消防団員	区長及び消防団員指定民家	戸別伝達 防災無線	

資料 7-3. 避難指示等の発令基準

村は、次の基準に達した場合、状況を踏まえて避難指示等を発令する。

<洪水>

避難情報	発令基準
【警戒レベル3】高齢者等避難	<p>①～③のいずれかの一つに該当する場合に発令する</p> <p>①西原村に大雨警報（浸水害）若しくは洪水警報が発表され、かつ洪水警報の危険度分布（気象庁キキクル）で、河川が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）で表示され、さらに各河川の水位が次の状況で、引き続き降雨及び水位の上昇が予測される時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新高下橋」又は「上鳥子橋」の河川水位が6割水深に到達 ・木山川：益城町田原で避難判断水位 2.61m に到達 <p>②西原村に大雨警報（浸水害）若しくは洪水警報が発表され、かつ夜間～翌日早朝に警報に切り替わる可能性が発表される時</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される時</p>
【警戒レベル4】避難指示	<p>①～④のいずれかの一つに該当する場合に発令する</p> <p>①西原村に大雨警報（浸水害）若しくは洪水警報が発表され、かつ洪水警報の危険度分布（気象庁キキクル）で、河川が「危険（紫）」（警戒レベル4相当）で表示され、さらに各河川の水位が次の状況で、引き続き降雨及び水位の上昇が予測される時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新高下橋」又は「上鳥子橋」の河川水位が桁下高-60cm に到達 ・木山川：益城町田原で氾濫危険水位 3.09m に到達 <p>②記録的短時間大雨情報（時間雨量 110mm）が発表された時</p> <p>③河川巡視により避難の必要に関する通報があった時</p> <p>④浸水の発生について住民から通報があった時</p>
【警戒レベル5】災害発生情報	<p>①～④のいずれかの一つに該当する場合に発令する</p> <p>①大雨特別警報が発表された時</p> <p>②堤防の決壊若しくは決壊に繋がる異常な漏水の進行や亀裂等を発見した時</p> <p>③樋門等の機能支障（樋門が閉まらない等の事故）、流木による河道閉塞が発見された時</p>

※避難指示等の解除は、洪水警報等の解除、今後の気象状況、水位が背後地盤高を下回る等を総合的に判断して行う。ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本として解除するものとする。

<土砂災害>

避難情報	発令基準
【警戒レベル3】高齢者等避難	<p><u>①～③のいずれかの一つに該当する場合に発令する</u></p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度分布（気象庁キキクル）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）で表示された場合</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
【警戒レベル4】避難指示	<p><u>①～④のいずれかの一つに該当する場合に発令する</u></p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②土砂災害危険度分布（気象庁キキクル）において「危険（紫）」（警戒レベル4相当）で表示された場合</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報（時間雨量110mm）が発表された場合</p> <p>④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
【警戒レベル5】災害発生情報	<p><u>①～⑤のいずれかの一つに該当する場合に発令する</u></p> <p>①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>②家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合</p>

資料 7-4. ヘリコプター発着予定場所

発着予定地名称	所在地	予定地面積(㎡*ヨコ)	規模	備考
西原中学校 グラウンド	小森 3 2 5 1	1 0 0 * 8 8	中	北校舎、南役場
西原村民 グラウンド	布田 1 5 1 4	3 8, 4 3 4	大	東、南ナイター、西トレーニングセンター
山西小学校 グラウンド	小森 2 7 6 4	1 2, 6 4 7	中	東校舎
河原小学校 グラウンド	河原 9 7 6	5, 7 3 8	小	北校舎

第 8 水防倉庫及び備蓄資機材

資料 8-1. 水防倉庫及び備蓄資機材一覧

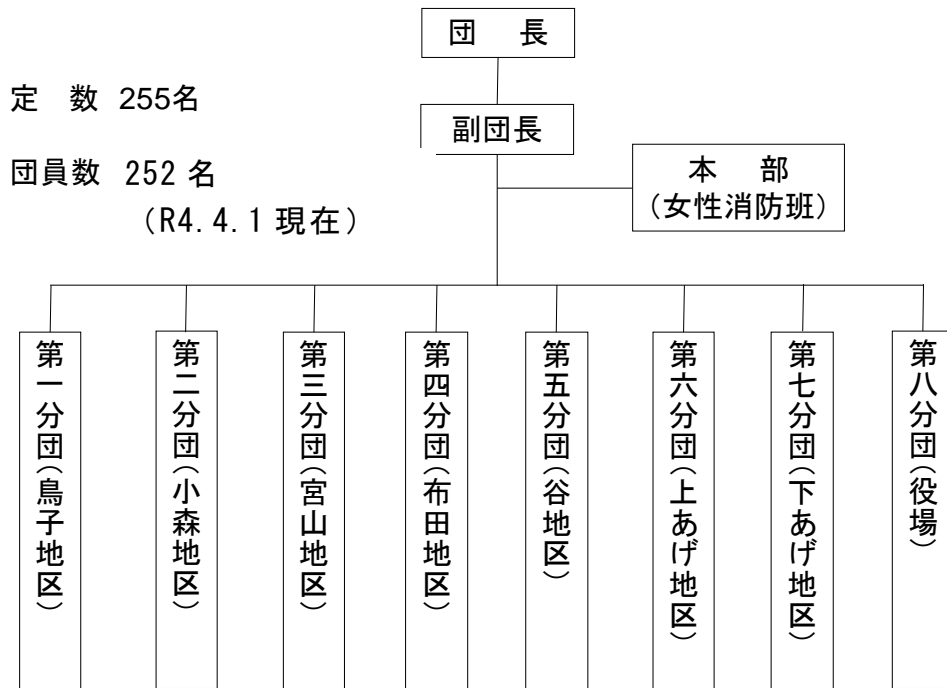
平成 24 年 4 月 1 日現在

水防倉庫名	河川名	所在地	管理者名	資材器具				
				土のう	杭	スコップ	掛矢	ツルハシ
門出積載車車庫	木山川	門出	消防班長	100		2		
士林 "	"	士林	"	100		2		
日向 "	"	日向	"	100		2		
布田 "	布田川	布田	"	100		2		
西原村役場		小森	産業課長	1500		20	2	2

第 9 消防施設等

資料 9 - 1. 消防団組織

■ 西原村消防団組織図



資料 9 - 2. 消防機械器具一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

	本部	1分団	2分団	3分団	4分団	5分団	6分団	7分団	8分団	計
小型動力 ポンプ積 載自動車		2	6	3	3	2	4	2	2	24
可搬動力 ポンプ	1									1

出典：平成 29 年版 消防年報くまもと（熊本市消防局）

第 10 村内医療機関等

資料 10 - 1. 村内医療機関等

名称	所在地	医師数	備考
永広医院	西原村大字小森 3 2 0 9 - 2	1	
のむら内科クリニック	西原村大字小森 2 8 2 2 - 3	1	
桑田歯科医院	西原村大字小森 3 2 6 9 - 3	1	
赤尾歯科医院	西原村大字小森 3 5 9 8 - 1	1	

第 1 1 災害時応援協定等一覧

資料 1 1 - 1 . 災害時応援協定等一覧

協定名	相手先	内容	締結日
熊本県市町村災害時相互応援協定	熊本県市長会、 熊本県町村会	地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。	平成 15 年 7 月 23 日
熊本県消防相互応援協定	熊本県内市町村、 消防組合	火災その他の災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減することを目的とする。	平成 27 年 4 月 1 日
大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州 地方整備局	大規模な災害が発生した場合、資機材及び職員の応援等を行う。	平成 23 年 8 月 4 日
災害時における救援物資の提供に関する協定	西阿蘇酪農業協 同組合	災害発生時等、常温保存可能飲料を無償提供する。	平成 18 年 7 月 7 日
災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人コメ リ災害対策セン ター	災害発生時等、調達可能な物資について、優先供給を行う。	平成 23 年 6 月 7 日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	災害発生時等、調達可能な物資について、優先供給を行う。	平成 29 年 11 月 1 日

第 1 2 災害救助法等

資料 1 2 - 1. 被害報告取扱要領

1. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、県における災害応急対策および災害復旧の基礎資料となるものであることから、迅速かつ的確に処理するものとし、この扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1. 定 義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住 家 全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度

区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	住 家 半 壊 (半 焼)	のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したものおよび全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公 立 学 校 施 設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社 会 教 育 施 設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農 林	田 の 流 失 埋 没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

区 分		判 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.かんがい排水施設 2.農業用道路 3.農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く) 2.林道
	漁 業 用 施 設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.沿岸漁場整備開発施設 2.漁港施設
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公 共 土 木 施 設	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区 分		判 定 基 準
公 共 土 木 施 設	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下 水 道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集 落 排 水 施 設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛 生 施 設	医 療 施 設	病院、診療所及び助産所とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環 境 施 設	水 道 施 設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水 質 特 定 施 設 排 水 施 設 対 象 事 業 場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社 会 福 祉 施 設	老 人 福 祉 施 設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児 童 福 祉 施 設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心 身 障 害 者 福 祉 施 設	障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介 護 保 険 施 設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都 市 施 設	公 園 等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	そ の 他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。

区 分		判 定 基 準
公 営 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農 業 関 係 被 害	農 作 物 等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在 庫 品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林 業 関 係 被 害	山 地 崩 壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造 林 地 等	人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のもの)とする。
	林 産 施 設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗 畑 等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林 産 物	立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
在 庫 品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。	
水 産 業 関 係 被 害	水 産 物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁 船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁 具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養 殖 施 設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁 場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在 庫 品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

区 分		判 定 基 準
商 工 業 関 係 被 害	商 業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観 光 施 設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、視賞又は運動のための施設とする。
	船 舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
そ の 他 の 被 害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	が け 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
水 道	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

2. 収集及び報告要領

(1) 市町村における措置

- ① 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局（熊本市にあっては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。）に報告すること。
- ② 災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局等に報告すること。

- ③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめるうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。
 - ④ 同一災害による被害状況については、被害調査および応急対策が終了した後10日以内に文書(様式2号)をもって地域振興局等に報告すること。
 - ⑤ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報(様式5号))を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局等に報告するものとする。
- (2) 地域振興局等における措置
- ① 地域振興局等は、市町村からの災害状況および災害に対してとるべき措置の報告をその都度危機管理防災課(災害対策本部)に報告(様式1号)するものとする。
 - ② 市町村からの災害による被害状況および応急措置状況等(様式2号)を一定時間(特に指定しない場合には、毎日10時まで及び15時までの2回)に、危機管理防災課(災害対策本部)に報告すること。
 - ③ 併せて市町村からの各部門別の被害状況を取りまとめるうえ、本庁各関係部(課)に報告すること。
 - ④ 市町村からの同一災害による被害状況について、市町村別に取りまとめるうえ、10日以内に危機管理防災課に報告すること。
 - ⑤ 市町村からの毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報)を取りまとめるうえ、4月10日までに危機管理防災課長に報告するものとする。
- (3) 県(本庁)における措置
- ① 災害情報(様式1号)については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
 - ② 地域振興局等からの災害による被害状況及び応急措置状況(様式2号)は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
 - ③ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部(局)において市町村別に取りまとめるうえ、一定時間(特に指定しない場合には、毎日10時まで、及び15時までの2回)に、危機管理防災課(災害対策本部)に報告するものとする。
 - ④ 同一災害による部門別被害状況について、各担当部(局)は、市町村別、振興局別に取りまとめるうえ、10日以内に危機管理防災課(災害対策本部)に報告するものとする。
 - ⑤ 危機管理防災課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。
 - ⑥ 危機管理防災課長は、取りまとめた被害状況を東京事務所長に連絡するものとする。
 - ⑦ 危機管理防災課(災害対策本部)は、電力施設、通信施設、交通機関(鉄道、船舶、バス、航空機等)の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。
 - ⑧ 毎年1月1日から12月31日までの災害による部門別被害状況を4月1日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部(局)において取りまとめるうえ4月10日までに危機管理防災課に報告するものとする。(その都度文書をもって照会する)

3. 報告等の種別

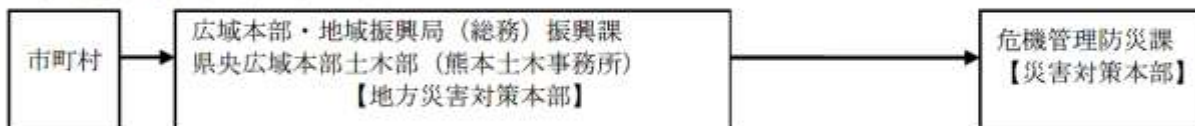
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	市町村長 県の出先機関の長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況および災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	災害により発生した被害状況および応急措置状況を一定時間を置き報告するものとし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式2号により市町村別とし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各部門別 担当部(局)長	各部門別ごとの報告取扱要領による様式とする。但し、危機管理防災課の取りまとめは様式3号による。	災害により発生した被害状況および応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。又同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(5) 住民避難等報告	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 各部門別 担当部(局)長	様式第5号 別途照会する様式とする。	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

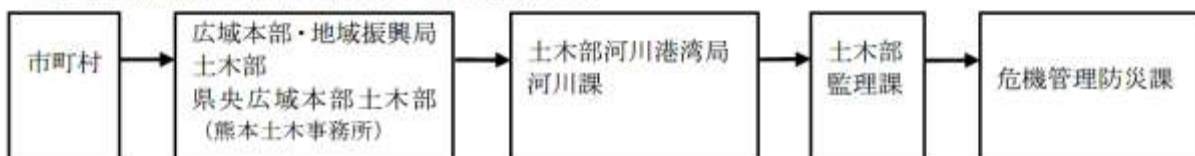
4. 報告等の様式報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要の関係機関に報告することができる。

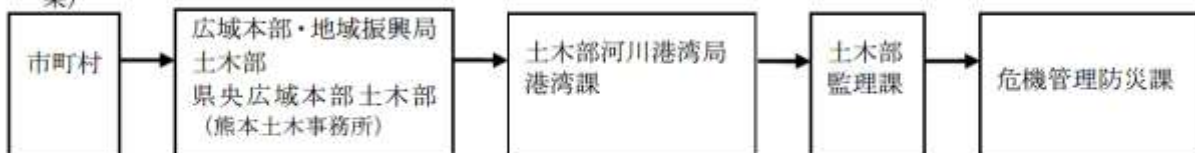
- (1) 災害情報（様式第1号）、被害状況報告(速報)（様式第2号）、被害状況報告(確定)（様式第2号）、住民避難等報告（様式第4号）



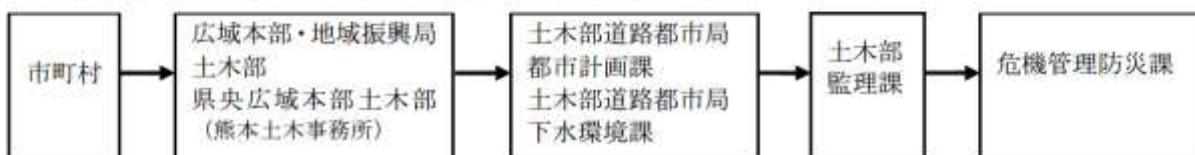
- (2) 公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋梁）関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条）



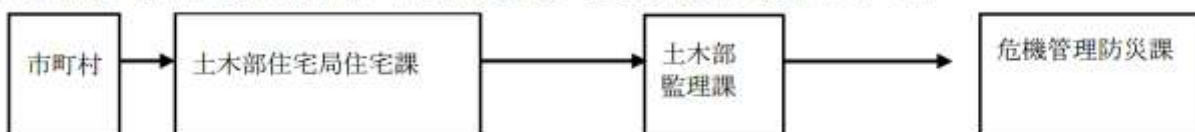
- (3) 港湾関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条）



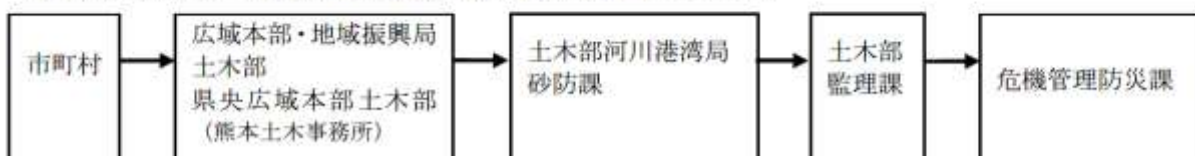
- (4) 都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）



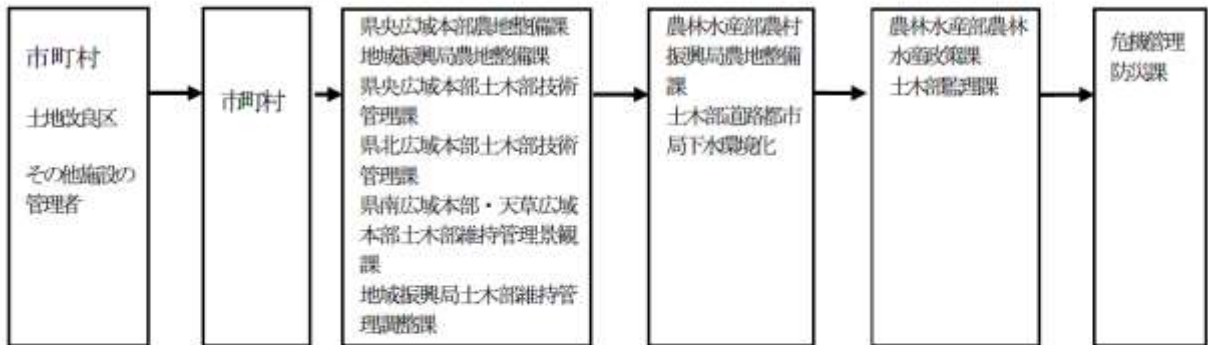
- (5) 住宅（公営）関係被害報告（住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」）



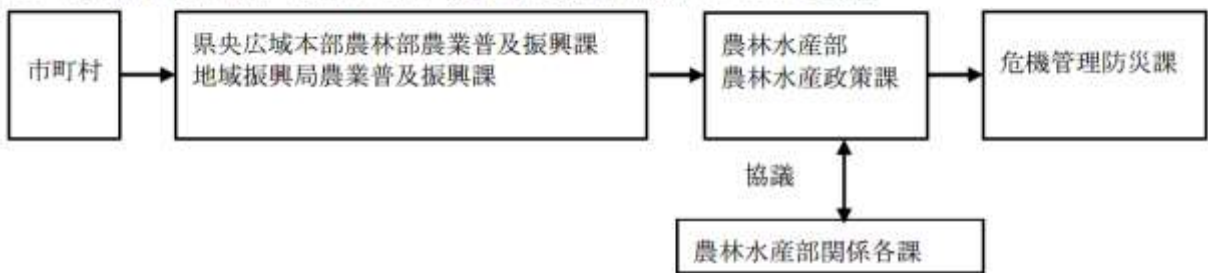
- (6) 土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」）



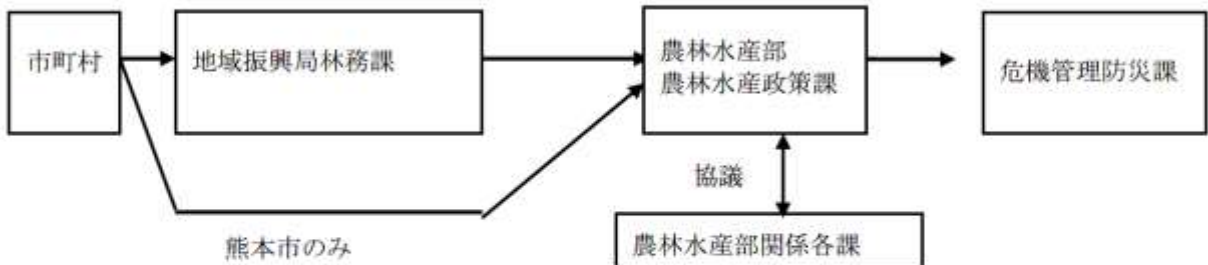
(7) 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



(8) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



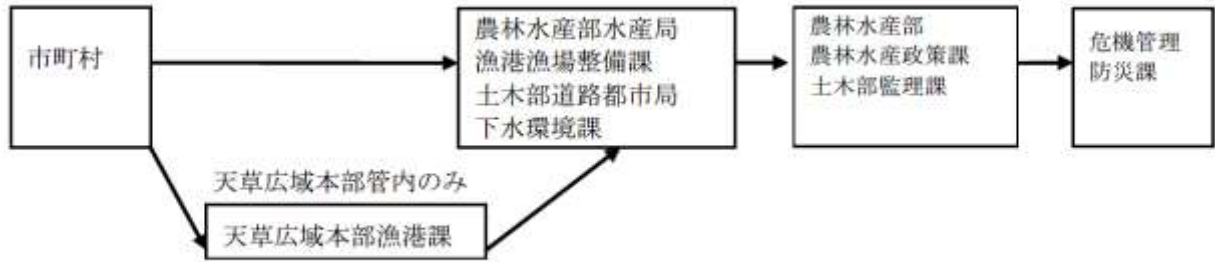
(9) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



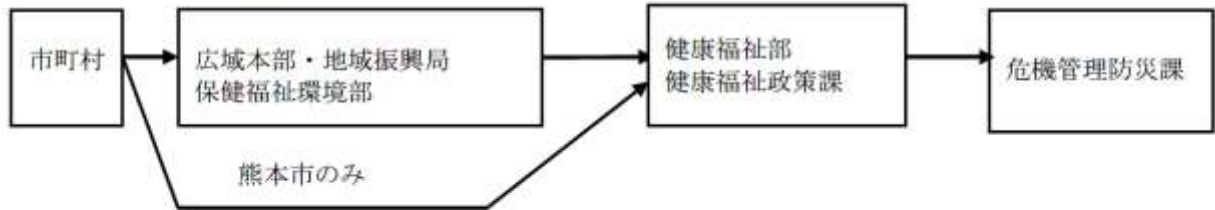
(10) 水産業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）



(11) 漁業関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条）



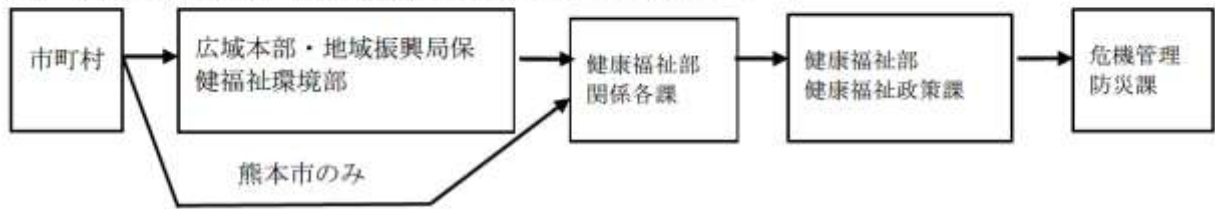
(12) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施」）



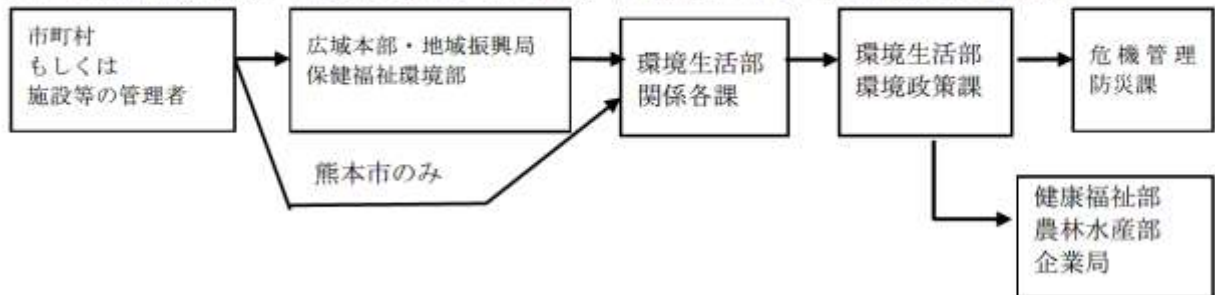
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



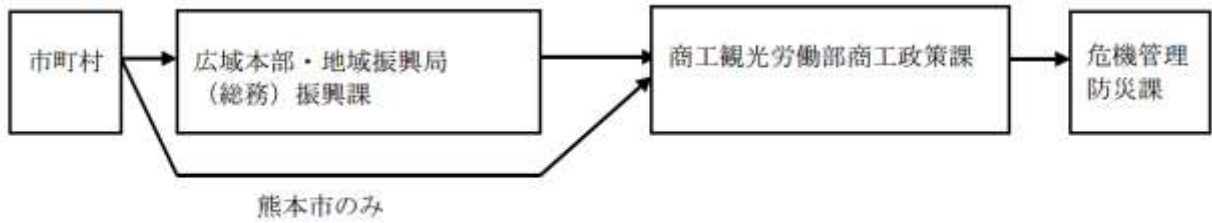
(14) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



(15) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



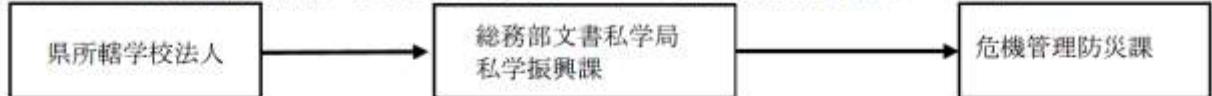
(16) 商工関係被害報告



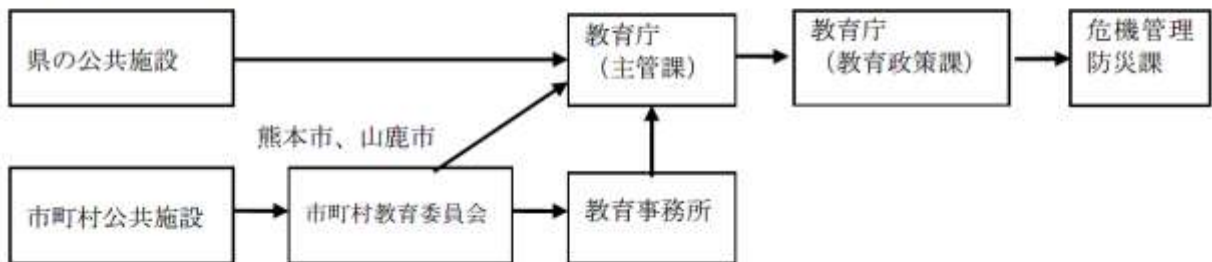
(17) 公立学校施設関係被害報告（文部省監理局長通知「公立学校施設災害復旧事業費国庫負担事業の事務手続き等について」）



(18) 私立学校関係被害報告（文部省監理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）



(19) 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(20) その他の被害報告



様式第1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)		
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

災害名

年 月 日 時 分 現在

市町村名		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	計	備 考
区 分												
1	人的被害	死者	人								0	
2		行方不明者	人								0	
3		重傷者	人								0	
4		軽傷者	人								0	
5		分類未確定	人								0	
6	住 家	棟									0	
7		全 壊	世帯								0	
8		住 人									0	
9	家	棟									0	
10		半 壊	世帯								0	
11		住 人									0	
12	被 害	棟									0	
13		床上浸水	世帯								0	
14		住 人									0	
15	家	棟									0	
16		床下浸水	世帯								0	
17		住 人									0	
18	非 住 家	棟									0	
19		一部破壊	世帯								0	
20		住 人									0	
21	家	棟									0	
22		分類未確定	世帯								0	
23		住 人									0	
24	非 住 家	公共建物	棟								0	
25		その他	棟								0	
26		分類未確定	棟								0	
27	り災世帯数	世帯									0	
28	り災者数	人									0	
29	災害警戒本部等設置日時										0	
30	災害警戒本部等廃止日時										0	
31	災害対策本部設置日時										0	
32	災害対策本部廃止日時										0	
33	消防職員出動延人数										0	
34	消防団出動延人数										0	

各部局別被害報告

年月日(～月日)の による被害		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)	
第 報		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)	
平成 年 月 日 時現在		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)	
報告者名:		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)	
区分		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)		被害額(千円)	
人死者	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
約行方不明	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
被害者	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
被害者	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
全壊	世帯	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
住	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
半壊	世帯	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
家	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
床上浸水	世帯	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
被	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
床下浸水	世帯	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
害	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
一部破壊	世帯	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
害	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
非公共建物	棟	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
家等その他	棟	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
り災害者数	世帯	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
災害対策本部設置市町村	団体	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
災害対策本部設置町	団体	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
災害対策本部設置市町村	団体	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
消防団員出動要員数	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
消防団員出動要員数	人	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
備考									

◎総務部、企画課関係の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

住民避難等報告書

市町村名(担当者名)	
報告日・時間	

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿 作成の有無	避難、勧告等日時	帰宅、解除等日時

※種別欄には、避難勧告(勧告)、避難指示(指示)、避難指示(指示)、警戒区域設定(設定)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。
 解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。

様式第5号 災害年報

都道府県

発生年月日		災害名								計	
											区分
人的被害	死者		人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊		棟								
			世帯								
			人								
	半壊		棟								
			世帯								
			人								
	一部破損		棟								
			世帯								
			人								
	床上浸水		棟								
			世帯								
			人								
床下浸水		棟									
		世帯									
		人									
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
その他	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
その他	学校	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
	水道	戸									

発生年月日		災害名					計									
区分																
電	話	回線														
	電	気	戸													
ガ	ス	戸														
そ の 他	ブロック塀等	箇所														
火災発生	建	物	件													
	危	険	物	件												
	そ	の	他	件												
り	災	世	帯	数	世帯											
り	災	者	数	人												
公	立	文	教	施	設	千円	() () () () () ()									
農	林	水	産	業	施	設	千円	() () () () () ()								
公	共	土	木	施	設	千円	() () () () () ()									
そ	の	他	の	公	共	施	設	千円	() () () () () ()							
小	計	千円	()	()	()	()	() () () () () ()									
	公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体				
そ の 他	農	産	被	害	千円											
	林	産	被	害	千円											
	畜	産	被	害	千円											
	水	産	被	害	千円											
	商	工	被	害	千円											
	そ	の	他	千円												
被	害	総	額	千円												
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設	置	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日				
	解	散	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日				
災	害	対	策	本	部	設	置	市	町	村	団	体	団	体		
災	害	救	助	法	適	用	市	町	村	団	体	団	体	団	体	
消	防	職	員	出	動	延	人	数	人	人	人	人	人	人		
消	防	団	員	出	動	延	人	数	人	人	人	人	人	人		

出典：熊本県地域防災計画（資料編）平成30年度修正

資料 1 2 - 2 . 救助の種類及び実施方法一覧

平成 30 年 12 月 4 日現在

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	費用の限度額	救助の期間
避難所の設置	市町村長	(1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。	(1) 避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらが無い場合、又はこれらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。 (2) 高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を収容する場合には福祉避難所を設置できる。 (3) 避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。 (4) 避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。 ① 避難所開設の日時及び場所 ② 箇所数及び収容人員 ③ 開設予定期間 (5) 要配慮者に対して旅館・ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。	避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 (加算額) 高齢者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる	原則として 最大限 7 日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	費用の限度額	救助の期間
応急仮設住宅の供与	市町村長	1) 住家が全焼、全壊、又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 2) 入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。	○建設型仮設住宅 (1) 設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難い場合は、民有地を利用することが可能なものとする。 (2) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、構造は、1戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。 (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。 (4) 高齢者、障がい者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。 (5) 建設型仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする	○1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 ○設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事5h、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内。	災害発生日から20日以内着工。供与期間は、当該工事が完了した日から2箇年以内とする。
			○借上型仮設住宅 (1) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準じる。	○費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。	災害発災の日から速やかに借上げて提供供与。期間は、建設型仮設住宅と同様とする。
被災した住宅の応急修理	市町村長	(1) 災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。	○居室、炊事場、トイレ等、日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とすること。	○一世帯当たり584,000円以内	工事完了期間は、災害発生日から1ヶ月以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	費用の限度額	救助の期間							
炊き出し その他による食品の給与	市町村長	(1)避難所に收容された者であること。 (2)住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3)その他給与が必要であると認められた者であること。	(1)通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2)副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	○1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内							
飲料水の供給	市町村長	(1)災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水及び炊事のための水であること)	(1)水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	○当該地域における通常の実費	原則として災害発生の日から7日間とする。							
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	市町村長	(1)災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水)を受けた者であること。 (2)被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者であること。 (3)被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。	被災者の実情に応じ 1.被服、寝具及び身廻品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内							
			区分			期間	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	6人以上1人増すごとに加算する額
			全壊 全焼 流出			夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
						冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円
			半壊 半焼 床上浸水			夏季	6,000円	8,100円	12,100円	14,800円	18,700円	2,600円
冬季	9,800円	12,800円		18,100円	21,500円	27,100円	3,500円					
医療	市町村長	(1)医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者とする。(応急的処置)	(1)原則として救護班によって行うものとする。 (2)救護班では医療が実施できない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院又は通院も止むを得ない。 (3)本県の救護班は、法第16条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。	○救護班・・・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 ○病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 ○施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内							
助産	市町村長	(1)災害のため助産の方途を失った者(死産、流産を含む)であること。	(1)救護班によって行われることが望ましいが助産師によることもできるものとする。 (2)救護班及び助産師のほか、助産所又は一般医療機関で行っても差し支えない。	○救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内							

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	費用の限度額	救助の期間
被災者の救出	市町村長	(1)災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者 (2)災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。	(1)生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。	○舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内
死体の捜索	市町村長	(1)行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 ロ、災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ハ、行方不明になった者が重度の身体障害者又は重病人であった場合 ニ、災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合	(1)警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。	○舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費	原則として災害発生日から10日以内
埋葬	市町村長	(1)災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。	(1)埋葬は応急仮葬である。 (2)救助の実施機関が現物給付することを原則とする。	1体当たり ○大人(12歳以上) 211,300円以内 ○小人(12歳未満) 168,900円以内	原則として災害発生日から10日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	費用の限度額	救助の期間
死体の処理	市町村長	(1)災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 (2)通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。	(1)救助の実施機関が現場給付として行うものであること。 (2)刑事訴訟法及び死体取扱規則等他の法令規定に基づいて実施すること。	○洗浄、消毒、縫合等 1体当たり 3,400円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 ○搜索 救護班以外は慣行料金	原則として災害発生日から10日以内
学用品の給与	市町村長	(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は、床上浸水により、学用品をそう失又はきき損し就学上支障のある小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の児童・生徒	学用品の品目 1.教科書及び教材 2.文房具 3.通学用品	○教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているものを供与するための実費。 ○文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	原則として教科書及び教材については災害発生日から1ヶ月以内文房具・通学用品については15日以内
障害物の除去	市町村長	(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。	(1)賃金職員又は技術者を動員して除去を実施する。	○1世帯当たり 135,400円	原則として災害発生日から10日以内
応急救助のための輸送及び賃金職員	上記の救助種目の実施責任者	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の搜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	1)輸送業者との契約によるもの (2)輸送業者以外のもの (3)官公署及び公共的団体によるもの	○当該地域における通常の実費	救助種目毎の実施期間

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、

その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

第 1 3 輸送関係

資料 1 3 - 1 . 道路通行規制要領等

1. 異常気象時における道路通行規制要領

◎ 国土交通大臣が直接管理する国道

○ 異常気象時における一般国道の道路通行規制要領

第1 目 的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認めた場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

第2 異常気象時通行規制区間の指定

地方整備局長(北海道開発局長を含む。以下同じ。)は、指定区間内の一般国道、道の区域内の一般国道、国土交通大臣が新設、改修等を行う指定区間外の一般国道及び開発道路のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定し、道路局長の承認を受けるものとする。

第3 道路通行規制基準の作成

- (1) 地方整備局長は、関係警視庁及び都道府県警察本部並びに都道府県道路担当部局の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成し、道路局長の承認を受けるものとする。
- (2) 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。)を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定めるものとする。
- (3) 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め(以下「通行止め」という。)及び通行注意(異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)とする。

第4 道路通行規制の実施及び解除

- (1) 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する事務所長(開発建設部長を含む。以下同じ。)が行うものとし、当該規制区間を所轄する警察署長に通知するものとする。
- (2) 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては、道路標識をもって、通行注意にあつては標識をもって表示することにより行うものとし、道路規制の対象区間、期間及び理由を明示するものとする。
- (3) 道路通行規制の解除は、事務所長が通行の安全を確認した後すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

第5 報 告 等

事務所長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく、当該事務所を管轄する地方建設局長に報告するとともに、関係都道府県道路担当部長に通知し、地方整備局長は事務所長から通行止めの道路通行規制の報告を受けたときは、遅滞なく、道路局長に報告するものとする。

第6 規制区間以外の区間における道路通行規制

事務所長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間についても、必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、第4及び第5に準拠するものとする。

第7 第1、第2及び第3に係る通行規制区間及び基準は別表3のとおりである。

◎ 熊本県及び熊本県知事が管理する国県道

○ 異常気象等における道路通行規制要領

第1 目的

この要領は、大雨、暴風雨等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

第2 異常気象時等通行規制区間の指定

1 知事は、一般国道(指定区間を除く。)及び県道のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害状況の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)を考慮して異常気象時等において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定するものとする。

2 前項の指定については、所轄警察署長及び関係市町村長の意見を聞くものとする。

第3 道路通行規制の基準等及び種類

1 道路通行規制は、規制区間毎の道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、風速等をいう。以下同じ。)により別表3に定める基準によるものとする。

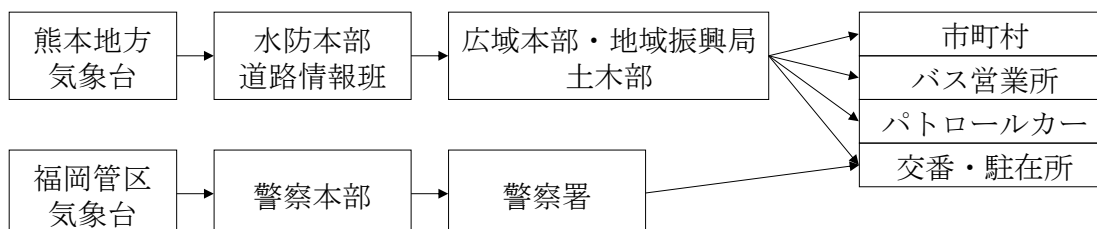
2 道路通行規制は、通行止め及び通行注意(異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)の2種類とする。

第4 情報の周知

異常気象時等における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対するの周知については、次により行うものとする。

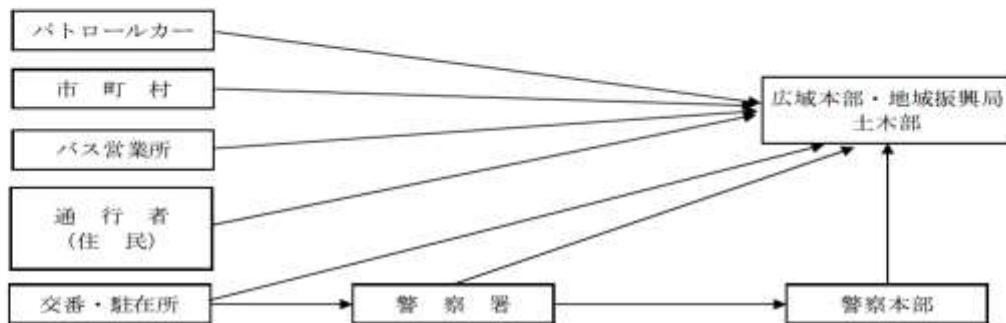
1 異常気象情報の伝達

大雨・暴風等による異常気象のおそれがある場合の伝達は、次のとおりとする。



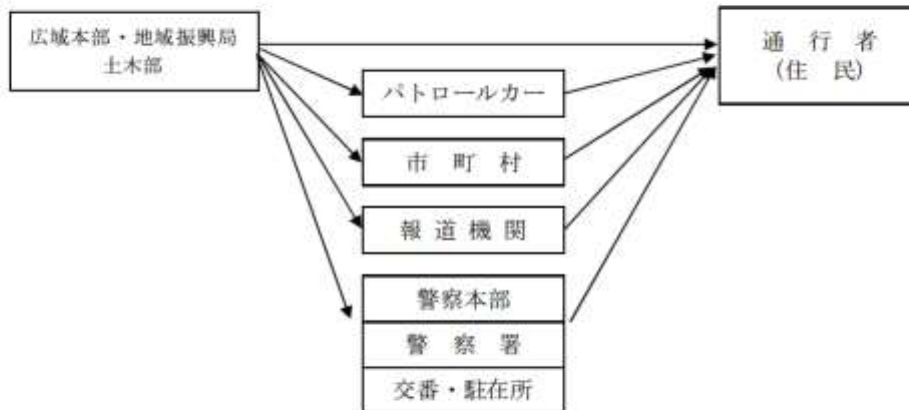
2 情報の収集

異常気象により道路の破損、欠壊、その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、次のとおりとする。



3 通行者に対する周知

異常気象により交通規制を実施したとき及びその措置を解除したときの周知は、次のとおりとする。



第5 道路通行規制の実施

- 1 地域振興局土木部長(以下「部長」という。)は、気象状況が規制基準に基づく異常気象となったと認めるときは、直ちに所定の道路通行規制の実施を行うものとする。
- 2 道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項(昭和43.11.29)」による道路標識および別表1に定める標識等をもって表示することにより行うものとする。
- 3 部長は、あらかじめ規制区間について、次の各号に掲げる位置に道路情報板を設置しておくものとする。
 - ① 市街地または、集落の出口および、主要道路の分岐点で、かつ自動車のUターンのできる広場のある位置
 - ② 山間部で規制区間が長いときは、相当区間ごとに上下線それぞれの方向から規制できる位置
 - ③ その他部長が特に必要と認める位置
- 4 部長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。(解除の場合も同様とする。)
- 5 部長は、道路情報板を設置しようとするときには、あらかじめ本庁土木部長と協議するものとする。

第6 道路通行規制の解除

道路通行規制の解除は、部長が通行の安全を確認した時道路標識の取替等をして、すみやかに
行うものとする。

第7 報告等

- 1 部長は、道路通行の規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく本庁土木部長に報告するものとする。
- 2 本庁土木部長は、前記1の報告を受けたときは、国道については国土交通省に報告するものとする。
- 3 前記1及び2の報告、第4の2の情報の収集については、別表2に定めるところによるものとする。

第8 規制区間以外の区間及び箇所における道路通行規制

部長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間及び箇所についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には、通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施および解除については、第4、第5及び第6に準拠するものとする。

別表1 道路通行規制の標示

- 1 通行規制の標示は右図のとおり標示する。



規制理由記載例

- (ア) 路肩弱し
- (イ) 路面冠水(又は恐れがある)
- (ウ) 土砂崩れ(")
- (エ) 落石(")

- 2 通行規制の標示位置は、当通行規制区間の起終点手前30～100mまでの左側必要箇所路端に設置するものとする。

別表2

道路情報録取簿

振興局	路線名	場 所			交通止概要	交通止期間	摘 要
		郡市	町村	大字			

◎ 緊急輸送のための交通規制

公安委員会は、本県又は本県に隣接若しくは近接する県に災害が発生した場合に、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するために必要があると認める時は、次により道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第1 公安委員会は、道路管理者と緊密な連携の下、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速かつ正確に収集し、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止し又は制限する必要があると認めるときは、次により措置するものとする。

(1) 緊急通行車両等以外の道路における車両の通行の禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）及び期間を記載した（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。）「別記様式第1」の標識を設置するものとする。

(2) 上記(1)による標識は、車両の通行を禁止し、又は制限しようとする区間等の必要な場所に設置するものとする。

(3) 公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

(4) 公安委員会は、上記交通規制を実施する場合において、道路管理者に対し必要な協力を求めることができる。

第2 緊急通行車両等の確認標章及び証明書の交付

(1) 緊急通行車両等の届出

災害が発生した場合において、応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を実施する機関の長が当該従事者及び物資の輸送をしようとするときは、日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、理由等を知事又は公安委員会に対し事前に連絡するものとする。

(2) 緊急通行車両等の確認

知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両等であることの確認を行うものとする。

(3) 確認標章及び証明書の交付

上記(2)により緊急通行車両等であることを確認したときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、「別記様式第2」の標章及び「別記様式第3」の証明書を交付するものとする。

(4) 標章の掲示

上記(3)により交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

別 記

様式第1 (第1 関係)



- 備考 1 色は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの棒及び棒を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の半分以下まで縮小することができる。

様式第2 (第2 関係)



- 備考 1 色は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を赤色とする。
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する標識を備すものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3 (第2 関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
番号標に表示されている番号		知 事 印 公安委員会	
車両の用途(緊急輸送を行う車 両にあつては、品名 輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

◎ 災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の方法

第1 通知の対象

(1) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第1項の規定による命令

当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第3項及び同条第4項の規定により準用する同条第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自ら措置をとることとなるような命令とする。

(2) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第2項の規定による措置及び破損行為

第2 通知の方法及び内容

(1) 命令による通知

命令を行った場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式により日報形式で通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは命令を行った都度、通知するものとする。

(2) 自らとる措置に係る通知

措置をとった場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式によりその都度直ちに通知するものとする。ただし、別記様式により直ちに通知することができないときは、口頭により連絡し、その後速やかに別記様式により通知しなければならないものとする。

なお、措置をとったとき即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかであるときは、当該災害応急対策を実施した直後直ちに通知を行うものとする。

(3) 破損行為に係る写真の送付

上記(2)の通知を行うときは、当該破損行為の前後の状況を撮影した写真を併せて送付するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能であった理由を通知書に記載しなければならないものとする。

(4) 上記(2)の通知において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事項を知ることができない理由を通知書に記載し、破損を行う場合にあっては、破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付しなければならないものとする。

<p style="margin: 0;">措置命令 通知書 措 置</p> <p style="margin: 0;">_____警察署長殿</p>				
<p>災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する</p>			<p>第1項の規定より 第2項の規定より</p>	
<p>措置命令 措 置</p> <p style="text-align: center;">を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。</p>				
			<p>所属 氏名</p>	
<p>Ⓜ</p>				
1	日 時	年 月 日	午前 午後 時 分	
2	場 所			
3 (命令・措置) を行った者		所 属		
		氏 名		
4	命令の 場 合	命令を受 けた者	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されている 番号	
	措置の 場 合	措置に係る 物件の(占 有者・所有 者・管理 者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されている 番号	
5 (命令・措置)の内容				

措置命令		通知書		
措 置		措 置		
_____ 警察署長殿				
		第1項の規定より		
災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する		第2項の規定より		
措置命令				
を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。				
措 置		所 属		
		氏 名	①	
1 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分			
2 場 所				
3 (命令・措置) を行った者	所 属			
	氏 名			
4	命令の 場 合	命令を受 けた者	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されてい る番号	
	措置の 場 合	措置に係る 物件の(占 有者・所有 者・管理 者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されてい る番号	
5 (命令・措置)の内容				

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準（抜粋）

路線名	規制区間	延長	交通量 (第/日)	規制基準		気象 観測所	危険 内容	迂回路
				上段：時間雨量 下段：連続雨量				
				通行注意	通行止			
熊本高 森線	自：益城町 杉堂 至：石原村 秋田	2.5	16,270	150	30 200	西原 (県砂 防)	落石	(県)津留 柳線

出典：熊本県地域防災計画（資料編）令和4年度修正

第 1 4 様式等

資料 1 4 - 1. 公用令書等

様式 4 の 1 号

従事第	号	公用令書													
			住 所												
			氏 名												
			従 事												
災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。															
		処分権者 氏名	印												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">従事すべき業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事すべき場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事すべき期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出頭すべき日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出頭すべき場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>				従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務															
従事すべき場所															
従事すべき期間															
出頭すべき日時															
出頭すべき場所															
備 考															

様式 4 の 2 号

管理第	号	公用令書																																	
			住 所																																
			氏 名																																
		第 7 1 条	管理																																
災害対策基本法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり			を使用する。																																
			収容																																
		年 月 日																																	
		処分権者 氏 名	印																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">引渡月日</th> <th style="width: 10%;">引渡場所</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																								
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考																												

様式 4 の 3 号

保管第	号	公用令書		
		住 所		
		氏 名		
<p>第 7 1 条</p> <p>災害対策基本法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。</p>				
年	月	日		
			処分権者 氏 名	印
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

様式 5 号

変更第	号	公用変更令書				
		住 所				
		氏 名				
<p>第 7 1 条</p> <p>災害対策基本法第 7 8 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、こ れ を交付する。</p>						
年	月	日				
			処分権者 氏 名	印		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>					変更した処分の内容	
変更した処分の内容						

様式 6 号

取消第	号
公用取消令書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 7 1 条	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
第 7 8 条第 1 項 1 項	
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付 する。	
年 月 日	
処分権者 氏 名 印	

様式 7 号

